



(特定第三種漁港)

第二条の二 法第十九条の三第一項の政令で定める漁港は、次の表のとおりとする。

千葉県	八戸	漁港
神奈川県	気仙沼	
静岡県	三崎	
鳥取県	境	
島根県	浜田	
福岡県	下関	
長崎県	博多	
鹿児島県	枕崎	

(費用の負担基準)  
第三条 国が、北海道における第三種漁港又は第四種漁港について特定漁港漁場整備事業のうち法第四条第一項第一号に掲げる事業を施行する場合において、法第二十条第一項の規定により漁港管理者に負担させる負担金の基準は、次の表のとおりとする。

港種 第三種漁港の三分の一の当該事業に要する経費の百分の四十五	港種 第四種漁港の当該事業に要する経費の百分の三十	港種 第三種漁港の当該事業に要する経費の三分の一の当該事業に要する経費の百分の二十五	負担割合
輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)に係るもの	外郭施設又は水域施設に係るもの	定漁港漁場整備事業	外郭施設又は水域施設に係るもの
輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)に係るもの	外郭施設又は水域施設に係るもの	定漁港漁場整備事業	外郭施設又は水域施設に係るもの
輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)に係るもの	外郭施設又は水域施設に係るもの	定漁港漁場整備事業	外郭施設又は水域施設に係るもの

2 第一項第二号に掲げる事業を施行する場合において、法第二十条第二項の規定により都道府県に負担させる負担金の基準は、当該事業に要する経費の百分の二十五とする。  3 前一項の負担金の徴収の方法及び時期は、農林水産大臣が財務大臣に協議して定める。	2 第一項第二号に掲げる事業を施行する場合において、法第二十条第二項の規定により都道府県に負担させる負担金の基準は、当該事業に要する経費の百分の五十とする。  3 次の表のとおりとする。	2 渔獲物の処理、保管、加工及び販売施設(荷さばき所、配港)の百分之五十 3 当該事業に要する経費の百分之五十
港種漁港の第三種漁港の当該事業に要する経費の三分の一の当該事業に要する経費の二分の一以内	港種漁港の第三種漁港の当該事業に要する経費の三分の一の当該事業に要する経費の二分の一以内	港種漁港の第三種漁港の当該事業に要する経費の三分の一の当該事業に要する経費の二分の一以内

合組同協業産水		漁港淨化施設又は廃油処理施設に係るものに係るも	漁港淨化施設又は廃油処理施設に係るも	漁獲物の処理、保管、加工及び販売施設(荷さばき所、配港)の百分之三十
輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)に係るもの	外郭施設又は水域施設に係るもの	法第四条第一項沖縄県にあつては百分の二号に掲げる事業七十年以内、その他の地域で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るも	法第四条第一項沖縄県にあつては百分の二号に掲げる事業七十以内、その他の地域で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るも	漁獲物の処理、保管、加工及び販売施設(荷さばき所、配港)の百分之六十以内
輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)に係るもの	外郭施設又は水域施設に係るもの	法第四条第一項沖縄県にあつては百分の二号に掲げる事業七十年以内、その他の地域で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るも	法第四条第一項沖縄県にあつては百分の二号に掲げる事業七十以内、その他の地域で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るも	漁獲物の処理、保管、加工及び販売施設(荷さばき所、配港)の百分之六十以内
輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)に係るもの	外郭施設又は水域施設に係るもの	法第四条第一項沖縄県にあつては百分の二号に掲げる事業七十年以内、その他の地域で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るも	法第四条第一項沖縄県にあつては百分の二号に掲げる事業七十以内、その他の地域で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るも	漁獲物の処理、保管、加工及び販売施設(荷さばき所、配港)の百分之六十以内
輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)に係るもの	外郭施設又は水域施設に係るもの	法第四条第一項沖縄県にあつては百分の二号に掲げる事業七十年以内、その他の地域で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るも	法第四条第一項沖縄県にあつては百分の二号に掲げる事業七十以内、その他の地域で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るも	漁獲物の処理、保管、加工及び販売施設(荷さばき所、配港)の百分之六十以内

1 漁港整備財産の所在、種類、構造及び規模	第六条 農林水産大臣は、法第二十四条の二第一項の土地又は工作物で国有財産法第二条の国有財産であるもの(以下「漁港整備財産」という。)につき、漁港ごとに、次に掲げる事項を記載した漁港整備財産台帳を備えて置かなければならない。  一 漁港整備財産台帳	計画に基づくものにあつては、百分の六十分以内
2 前項に規定する漁港淨化施設に係る特定漁場整備事業が公害防止事業である場合においては、当該特定漁港漁場整備事業に要する費用の額から事業者が同法の規定により納付すべき負担金の額を控除した額を補助の対象となる特定漁港漁場整備事業に要する費用の額とする。(土地等の管理及び処分についての特例)	法第四条第一項沖縄県にあつては百分の二以内	漁獲物の処理、保管、加工及び販売施設(荷さばき所、配港)の二以内
第五条 法第二十四条の二第一項の土地又は工作物で国有財産法(昭和二十三年法律第七十三条)第三条第三項の普通財産であるものは、これらを漁港管理者以外の者に貸し付け、又は譲り渡すことができない。	法第四条第一項沖縄県にあつては百分の二以内	漁獲物の処理、保管、加工及び販売施設(荷さばき所、配港)の二以内
第六条 農林水産大臣は、法第二十四条の二第一項の土地又は工作物で国有財産法第二条の国有財産であるもの(以下「漁港整備財産」といふ。)につき、漁港ごとに、次に掲げる事項を記載した漁港整備財産台帳を備えて置かなければならない。	法第四条第一項沖縄県にあつては百分の二以内	漁獲物の処理、保管、加工及び販売施設(荷さばき所、配港)の二以内

二 購入又は収用に係る漁港整備財産について  
は、その種類ごとの購入価格又は補償金額

三 得喪変更（管理の委託を含む。）の年月日

及び理由

四 その他必要な事項  
2 前項の漁港整備財産台帳は、国有財産法第三十二条に規定する台帳に代わるものとし、その様式は、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。

（管理の委託の手続）

第七条 法第二十四条の二第二項の規定により同項の土地又は工作物で国有財産法第三条第二項第二号の公用財産であるもの（以下「漁港施設財産」という。）の管理（維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためによる改築、増築等を含む。以下十七条までにおいて同じ。）を漁港管理者に委託するには、両当事者の協議により次に掲げる事項を定めなければならない。

一 管理を委託する漁港施設財産の所在、種類、構造及び規模

二 移管の年月日

三 管理の方法

四 委託の条件

五 その他必要な事項  
(管理責任の移転の時期)

第六条 漁港施設財産の管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）は、前条の規定により定められた同条第二号の移管の日以後その管理の責に任ずる。

第九条 農林水産大臣は、第七条の規定により定められた同条第二号の移管の日に、農林水産省の職員を管理受託者と実地に立ち会わせて、その者に当該漁港施設財産を引き継がせなければならない。

（管理受託者の義務）  
第十一条 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。  
2 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産について、水害、火災、盗難その他の災害の発生の防止に努めるものとし、これらの災害が発生したときは、直ちに当該漁港施設財産の保全のため必要な措置を講じなければならない。（減失等の場合の報告）

第十二条 管理受託者は、天災その他の事故により受託に係る漁港施設財産が滅失し、又は損傷する標識を設置しなければならない。

したときは、遅滞なく、左に掲げる事項を書面で農林水産大臣に報告しなければならない。  
一 当該漁港施設財産の所在及び種類  
二 被害の状況  
三 減失又は損傷の原因  
四 損害見積額及び復旧可能のものについては受けなければならない。  
五 復旧費見込額

二 被害の状況

三 減失又は損傷の原因

四 損害見積額及び復旧可能のものについては受けなければならない。

五 復旧費見込額

（漁港整備財産台帳又は管理台帳の閲覧）  
第十八条 漁港整備財産に關し利害関係を有する者は、無償で第六条第一項の漁港整備財産台帳又は第十三条第一項の管理台帳の閲覧を求めることができる。

（申請等の経由手続）

第十九条 管理受託者（都道府県を除く。）がこの政令又はこの政令に基づく命令の規定により農林水産大臣に対する承認の申請又は報告は、当該申請又は報告に係る漁港施設財産の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

（漁港管理規程の必要な記載事項等）

第二十条 法第三十四条第一項の規定により漁港管理規程において定めなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

（漁港管理規程の必要な記載事項等）

（申請等の手続）

第二十一条 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産について左に掲げる事項を記載した管理台帳をその事務所に備えておかなければならぬ。

（管理台帳）

二 二種類

三 構造及び規模

四 受託の年月日

五 その他必要な事項

（管理台帳）

二 二種類

三 構造及び規模

四 受託の年月日

五 その他必要な事項

（管理台帳）

二 二種類

三 構造及び規模

四 受託の年月日

五 その他必要な事項

（管理台帳）

二 二種類

三 構造及び規模

四 受託の年月日

五 その他必要な事項

（管理台帳）

二 二種類

三 構造及び規模

四 受託の年月日

五 その他必要な事項

（管理台帳）

二 二種類

三 構造及び規模

四 受託の年月日

五 その他必要な事項

（管理台帳）

二 二種類

三 構造及び規模

四 受託の年月日

五 その他必要な事項

（管理台帳）

二 二種類

三 構造及び規模

四 受託の年月日

五 その他必要な事項

（管理台帳）

二 二種類

三 構造及び規模

四 受託の年月日

五 その他必要な事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）  
第二十二条 法第三十九条の二第六項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならぬ。  
一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該漁港管理者の事務所に掲示すること。  
二 前号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十六条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。

（漁港管理規程の必要な記載事項等）

第二十三条 法第三十九条の二第七項の規定による公示は、当該工作物等の価額の評価は、当該工作物等の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

二 漁港管理者は、前項に規定する方法による公示を行ふとともに、農林水産省令で定める様式による保管した工作物等一覧簿を当該漁港管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも工作物等の所有者等と同一の住所に掲示する。

（漁港管理規程の必要な記載事項等）

二 漁港管理者の管理する漁港施設のうち法第三条第一号に掲げる施設並びに同条第二号イに掲げる施設について法第三十五条に規定する保全及び運営に関する事項

（漁港管理規程の必要な記載事項等）

これらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他農林水産省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

漁港管理者は、前条ただし書の規定による隨意契約によろうとするときは、なるべく一人以上の人から見積書を徴さなければならない。  
 第二十六条 漁港管理者は、保管した工作物等（法第三十九条の二第七項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提出させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所員等であることを証明させ、かつ、農林水産省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（負担金の徴収手続）

第二十七条 法第三十九条の三に規定する負担金の徴収については、地方自治法施行令（昭和十二年政令第十六号）第五百五十四条に規定する手続の例による。

（親会社等）

第二十八条 法第五十五条第四号の政令で定める法人は、ある法人に対して次の各号に掲げるいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。

一 その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二 その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であつた者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えること。

三 その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

2 ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対する特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、この条の規定を適用する。

（都道府県等が処理する事務）

第二十九条 次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務は、法第六十九条の規定により都道府県知事（第一号に掲げる事務のうち、第一種漁港（その所在地が一の市町村の区域内にあり、

かつ、その漁港管理者が当該市町村であるものに限る。）に係るものについては、市町村長）が行うこととする。

一 法第二十四条第一項後段の規定による許可の規定による漁港管理者の指定

二 その所在地が一の都道府県に限られる第一種漁港についての法第二十五条第一項第三号の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立入り、質問又は検査（当該漁港の漁港管理者が都道府県である場合を除く。）

三 第一種漁港及び第二種漁港（それぞれ、その所在地が二以上の都道府県にわたるものをお除く。）についての法第三十四条第二項の規定による助言又は勧告

四 前号に規定する届出の受理に係る漁港管理規程についての法第三十四条第三項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立入り、質問又は検査（当該漁港の漁港管理者が都道府県である場合を除く。）

五 第一種漁港及び第二種漁港（それぞれ、その所在地が二以上の都道府県にわたるものをお除く。）についての法第六十七条规定による報告若しくは資料の提出の要求、立入り、質問又は検査（当該漁港の漁港管理者が都道府県である場合を除く。）

六 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

7 法附則第十項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

8 法附則第十四項の貸付金の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 法附則第十一項の規定による貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとすること。

二 法附則第十一項の規定による貸付金の貸付けを受ける水産業協同組合は、担保を提供し、又は当該水産業協同組合と連帶して債務を負担する保証人を立てなければならないこと。

（附則）

一 この政令は、昭和二十五年七月二十九日から施行する。

二 法附則第四項の政令で定める者は、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会とする。

三 法附則第五項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

4 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準

用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二項から第四項までの規定による国への貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

5 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

6 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

7 法附則第十項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

8 法附則第十四項の貸付金の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 法附則第十一項の規定による貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとすること。

二 法附則第十一項の規定による貸付金の貸付けを受ける水産業協同組合は、担保を提供し、又は当該水産業協同組合と連帶して債務を負担する保証人を立てなければならないこと。

（附則）

一 この政令は、昭和四六年五月二〇日政令第一号）

二 この政令は、昭和四四年四月一日から施行する。

三 この政令は、昭和四七年五月一五日政令第一六二号）抄

四 この政令は、昭和四七年六月二六日政令第一六四〇号）

五 この政令は、昭和四七年六月二六日政令第一五五号）

六 この政令は、公布の日から施行し、改正後の漁港法施行令第三条第一項の規定は、我が北海道における第三種漁港又は第四種漁港について施行する漁港修築事業に要する費用で昭和四十六年度分の予算に係るもの（昭和四十六年度に繰り越された昭和四十五年度の予算に係るものをお除く。）に係る漁港法第二十条第一項の規定による負担金から適用する。

七 この政令は、公布の日から施行する。

八 この政令は、昭和四七年一二月八日政令第四一六号）抄

九 この政令は、昭和四八年四月一日から施行する。

十 この政令は、昭和四八年二月二三日政令第一七号）

十一 この政令は、昭和四八年四月一日から施行する。

十二 この政令は、昭和四八年七月二六日政令第一一〇号）

十三 この政令は、昭和四九年四月一日から施行する。

（附則）

一 この政令は、昭和五二年四月一八日政令第一〇一号）

二 この政令は、公布の日から施行し、改正後の漁港法施行令第四条の規定は、国以外の者が施する漁港修築事業に要する費用で昭和五十二年度の予算に係るもの（昭和五十二年度に繰り越された昭和五十一年度の予算に係るものをお除く。）に係る漁港法第二十条第四項の規定による補助金から適用する。

三 この政令は、昭和五三年七月五日政令第一二号）抄



<p><b>附 則</b> （平成一四年二月八日政令第二七 （施行期日） <b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成一四年三月二十五日政令第六 （施行期日） <b>第一条</b> この政令は、平成十四年四月一日から施行する。 <b>（経過措置）</b></p> <p><b>第二条</b> この政令による改正前の漁港法施行令の規定による漁港修築財産台帳は、この政令による改正後の漁港漁場整備法施行令の規定による漁港整備財産台帳とみなす。</p> <p><b>附 則</b> （平成一五年三月二六日政令第七 （二号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成一九年五月三〇日政令第一九 （六号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成十七年十一月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成一七年六月一日政令第一九 （七二号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成一〇年一〇月二二日政令第三二〇号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成二二年四月七日政令第一一 （七号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成二三年三月三一日政令第七 （四号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。 <b>（施行期日） （経過措置）</b></p> <p><b>第二条</b> この政令による改正後の第四条第一項の表の規定は、平成二十三年度以降の年度の予算に係る国の補助について適用し、平成二十二年度の歳出予算に係る国の補助で平成二十三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。</p>	<p><b>附 則</b> （平成二九年三月三一日政令第八 （四号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成三一年三月二九日政令第一一 （一号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （令和四年三月二十五日政令第一〇 （三号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （令和五年一〇月一八日政令第三〇号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （令和六年三月二九日政令第一一 （一〇号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p>
---	---

<p><b>附 則</b> （平成二九年三月三一日政令第八 （四号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成三一年三月二九日政令第一一 （一号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （令和四年三月二十五日政令第一〇 （三号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （令和五年一〇月一八日政令第三〇号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （令和六年三月二九日政令第一一 （一〇号） 抄</p> <p><b>第一条</b> この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p>
---